

令和 7 年度

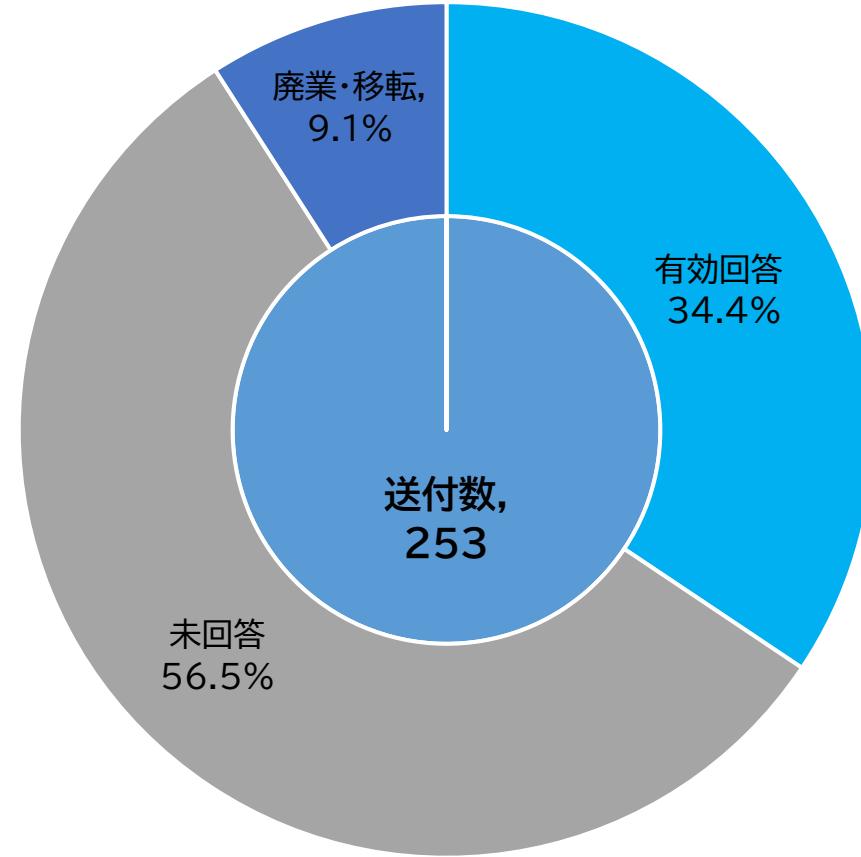
第一種施設受動喫煙防止対策の現状調査結果

令和 7 年 10 月実施
盛岡市保健所 健康増進課

調査の概要

- 調査の目的：健康増進法に規定する第一種施設の喫煙環境の実態を把握し、適切な措置を講じることで受動喫煙防止をより一層推進する。
- 調査方法：調査票による
- 調査対象：健康増進法に規定する第一種施設に該当する事業者
 - 令和5年度調査未回答：205事業者
 - 新規・移転事業者：48事業者
- 計 253 事業者**
- 回答方法：専用フォーム、ファックス、郵送
- 調査期間：令和7年10月20日（月）～令和7年11月7日（金）

回答率

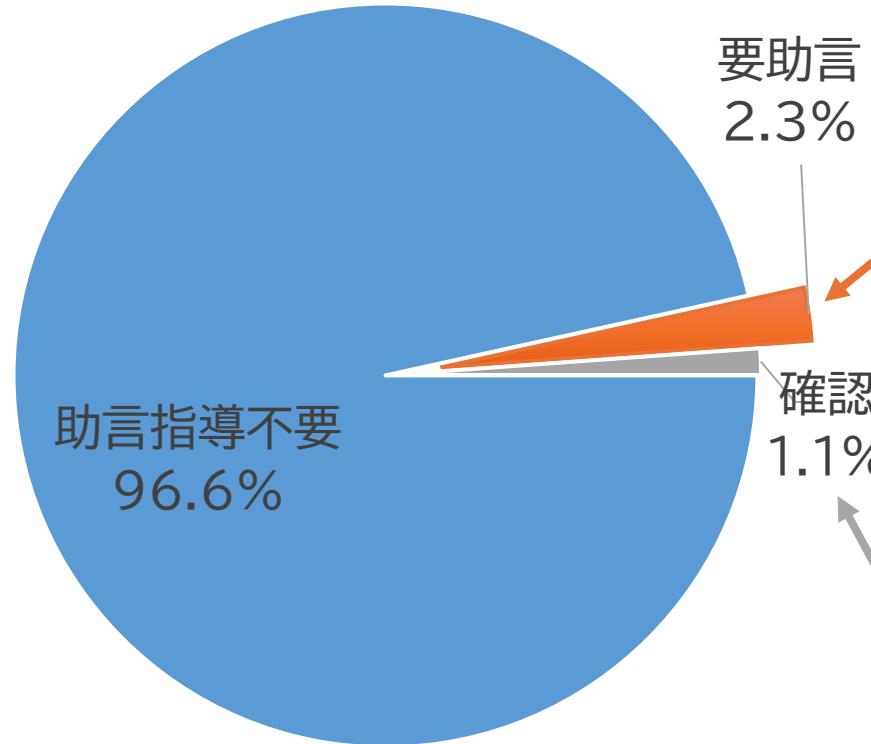


回答率 34.4%		
送付数	253	事業者
有効回答数	87	事業者
未回答	143	事業者
廃業・対象外	23	事業者

【参考】	回答方法	87
専用回答フォーム		26
FAX		60
郵送		1

回答率は34.4%で、令和4年度の72.1%、令和5年度の56.0%を大きく下回った。令和5年度調査で未回答の事業者（205事業者）の約6割が今回も未回答だったためと推察する。（令和6年度は未実施）

判定



判定結果	87
助言指導不要	84
要助言	2
確認	1

要助言対象事業者

2事業者とも助言後に改善：改善率100%

内訳 施設区分：2事業者とも施術院

助言内容：喫煙者がいないから「禁煙となっている」ではなく、法令を遵守し「敷地内禁煙」となる運営を。

助言の基となる法令根拠：

法第29条 特定施設等における喫煙禁止場所での喫煙

助言対象とした理由：

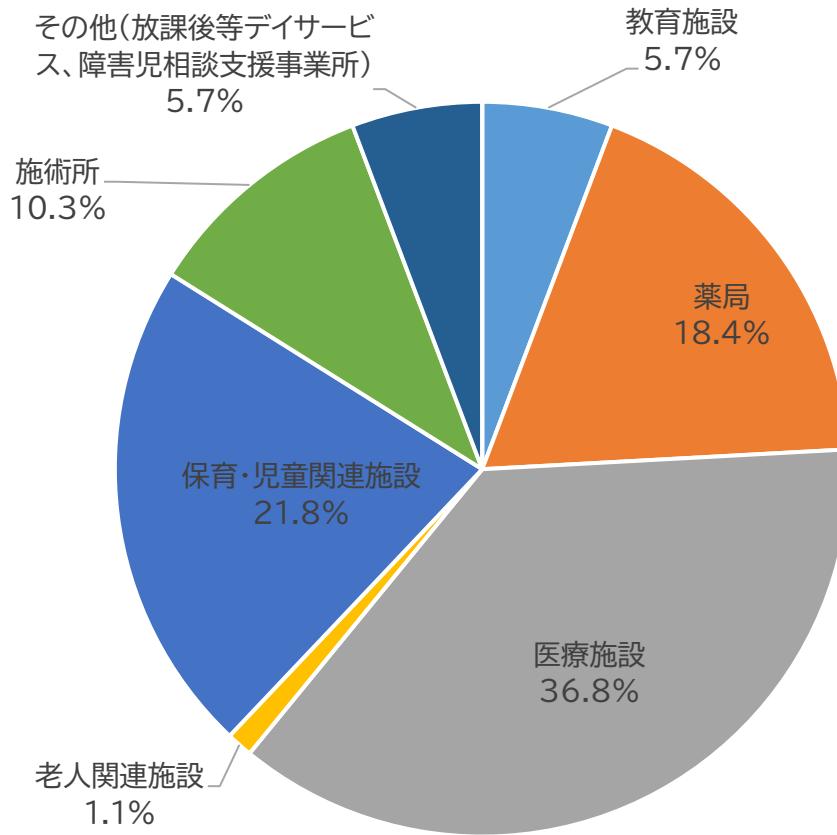
敷地内禁煙をルール化していないと、喫煙しようとするものが出るおそれがあるため。

確認対象事業者

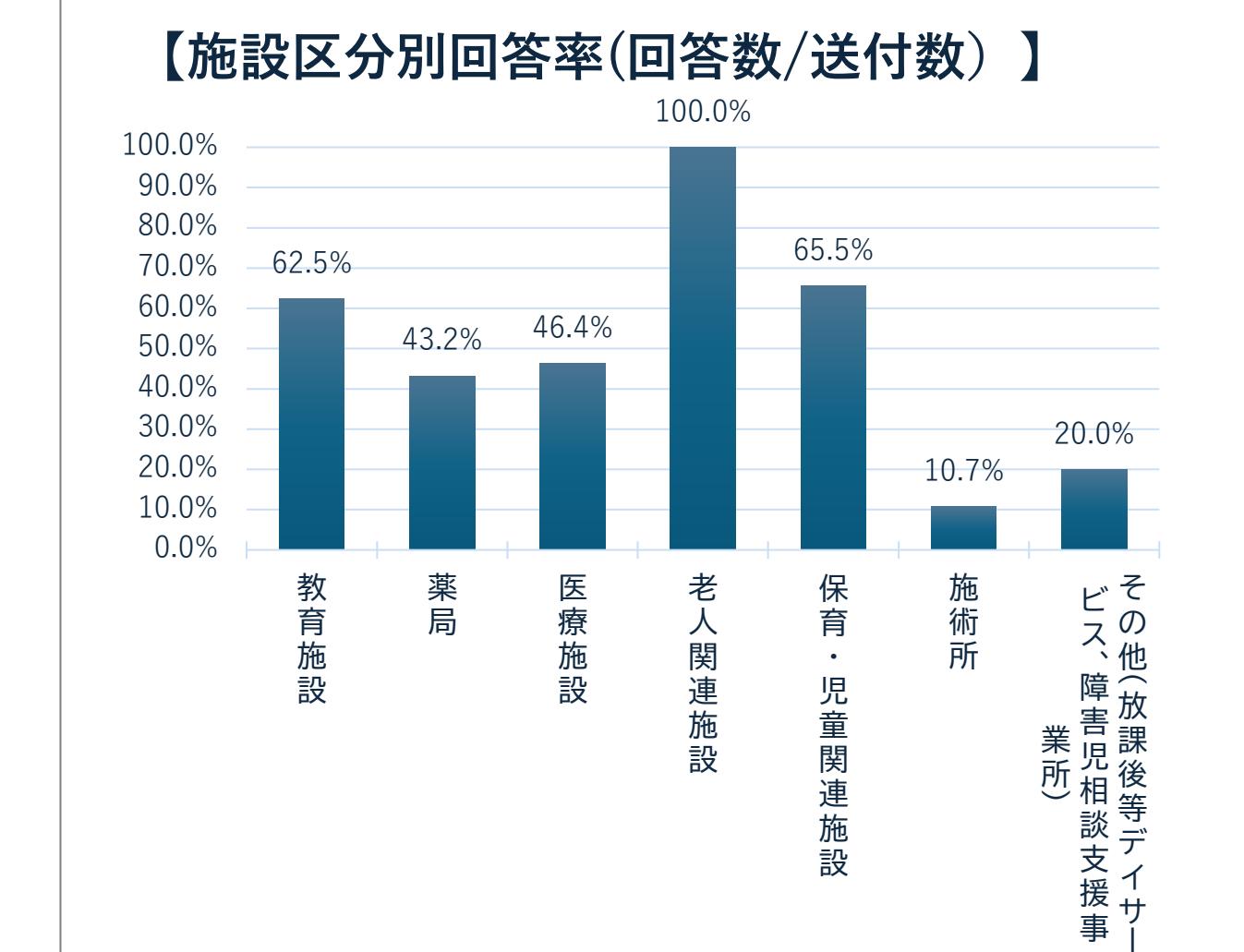
第二種施設内にある第一種施設（医療施設）。
「屋内に喫煙所あり」としていたが、確認の結果、喫煙所は第二種施設内であった。

指導対象事業者なし。要助言対象事業者は、結果的に「敷地内禁煙」であったが、義務化を把握していなかったため、助言対象とした。

1 施設区分について、該当するものを選択してください。

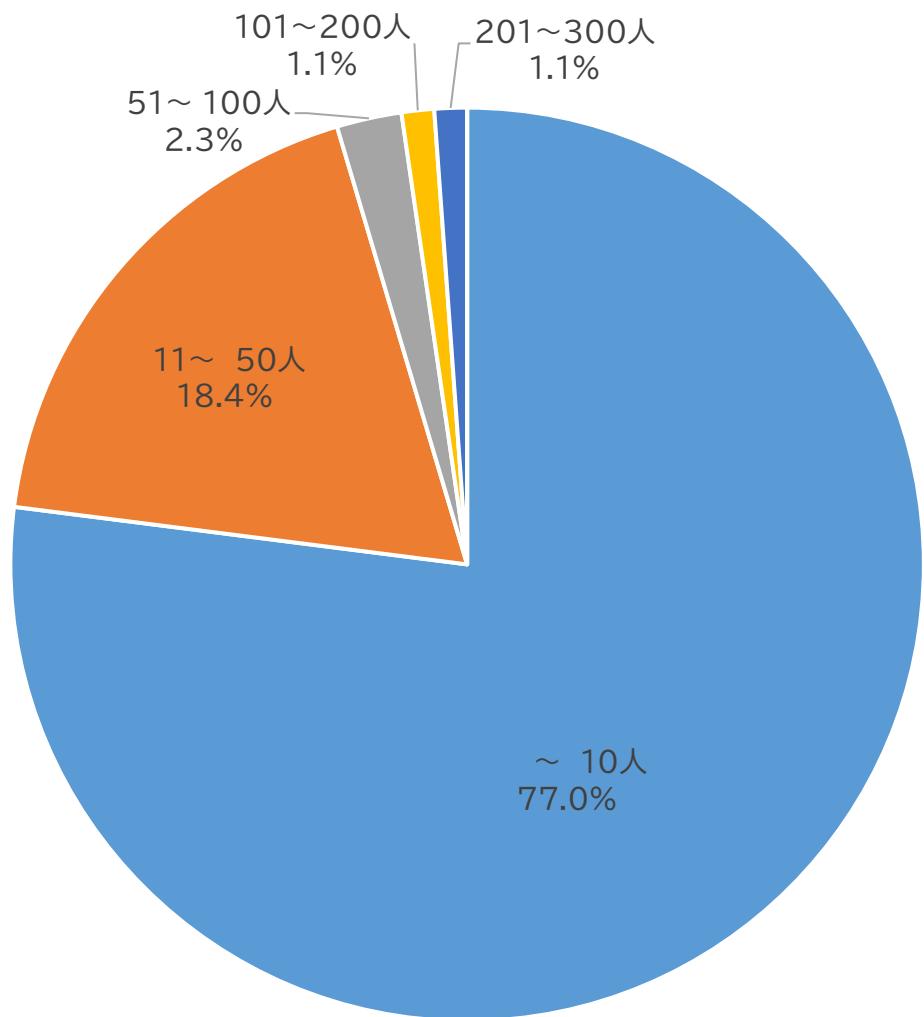


	回答数	送付数
教育施設	5	8
薬局	16	37
医療施設	32	69
老人関連施設	1	1
保育・児童関連施設	19	29
施術所	9	84
その他(放課後等デイサービス、障害児相談支援事業所)	5	25



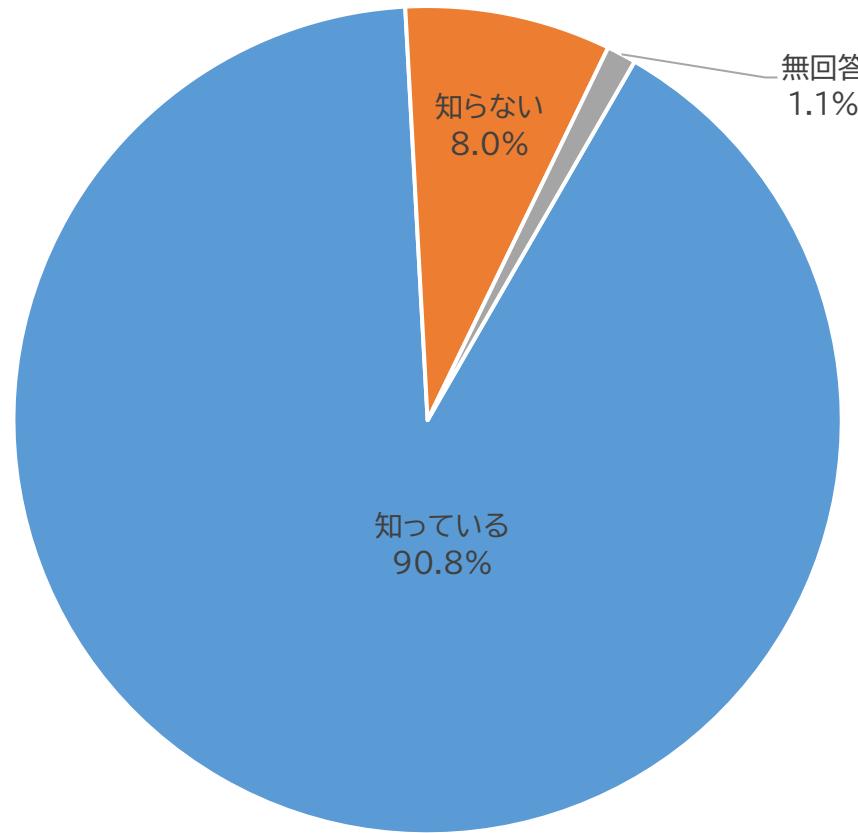
令和5年度調査 (26.9%) に引き続き、施術所の回答状況が低調であった。

2 従事者数について、該当するものを選択してください。



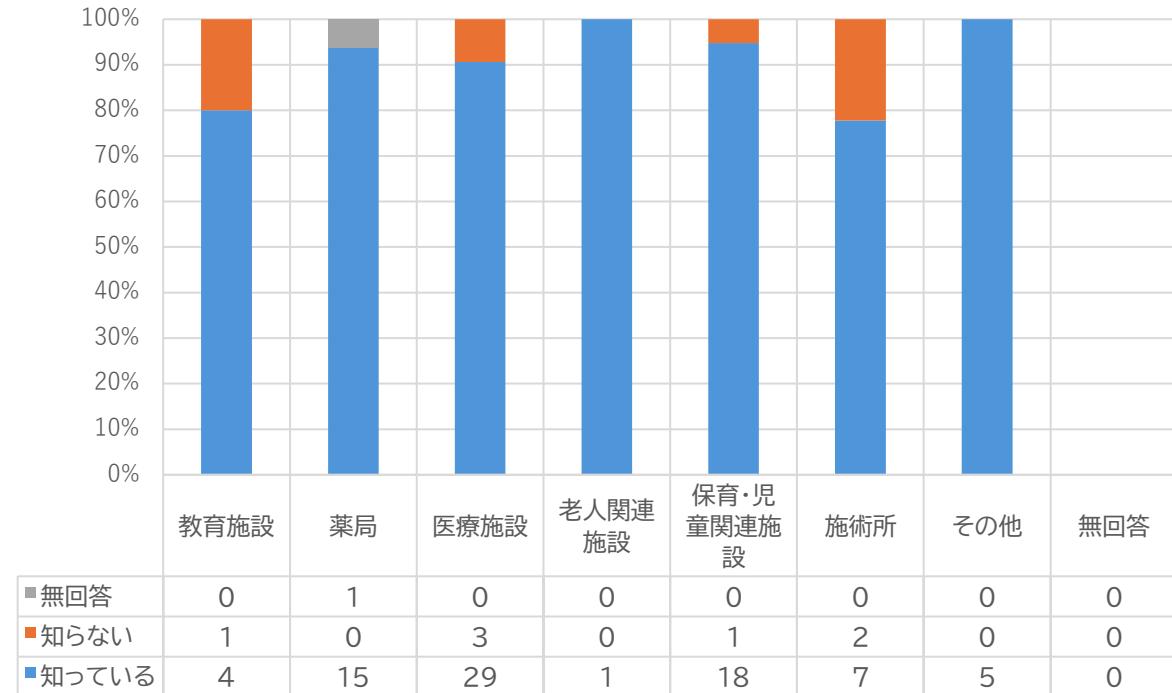
従事者数	回答数
~ 10人	67
11~ 50人	16
51~ 100人	2
101~200人	1
201~300人	1
301人~	0
無回答	0

3 平成30年7月に健康増進法が改正され、第一種施設は敷地内禁煙が義務付けられたことを知っていますか。



	87
知っている (Knowing)	79
知らない (Not knowing)	7
無回答 (Unanswered)	1

クロス集計 施設区分+敷地内禁煙義務化の把握状況

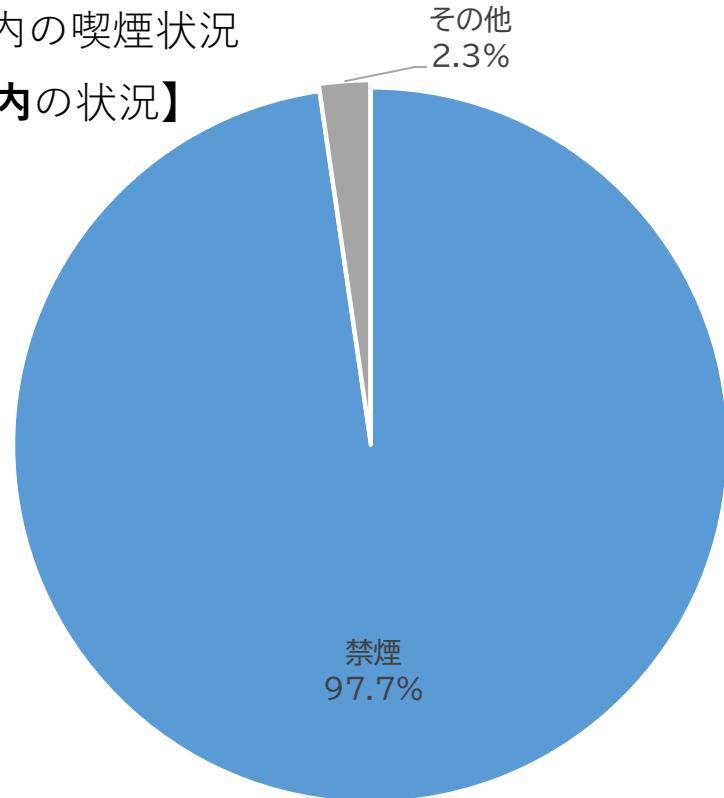


改正法施行から5年経過したが、約1割の事業者が**敷地内禁煙の義務化**を把握していなかった。

4 敷地内の状況について、該当するものを選択してください。

4.敷地内の喫煙状況

【屋内の状況】



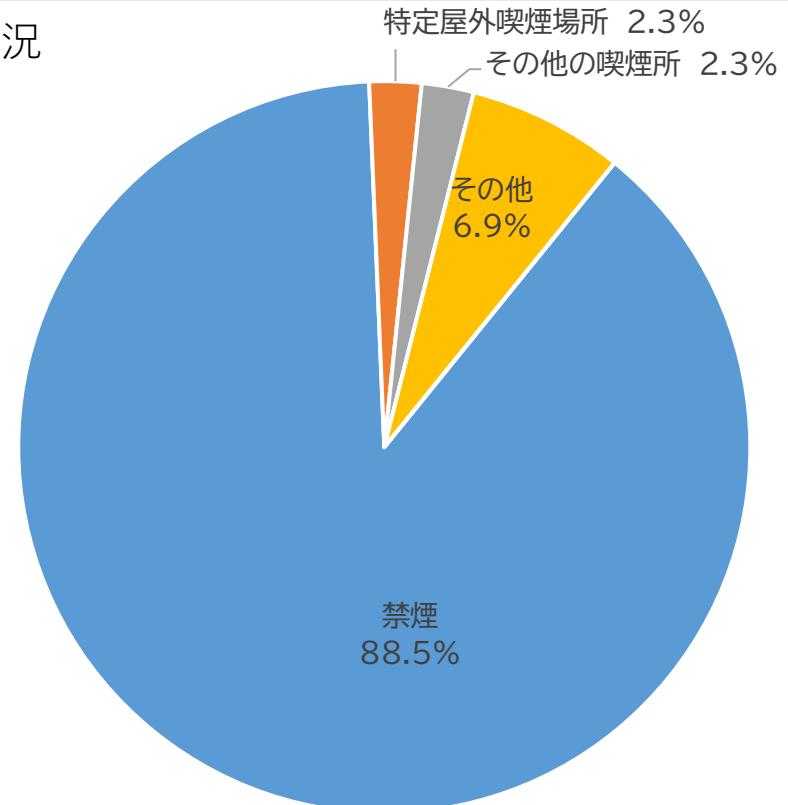
禁煙	85
喫煙所	0
その他	2

【屋内の状況】その他の内容

- ・第二種施設内にある第一種施設。
第二種施設内に喫煙室あり。
- ・特に禁煙ということにはしていない
が喫煙する人はいない。

4.敷地内の喫煙状況

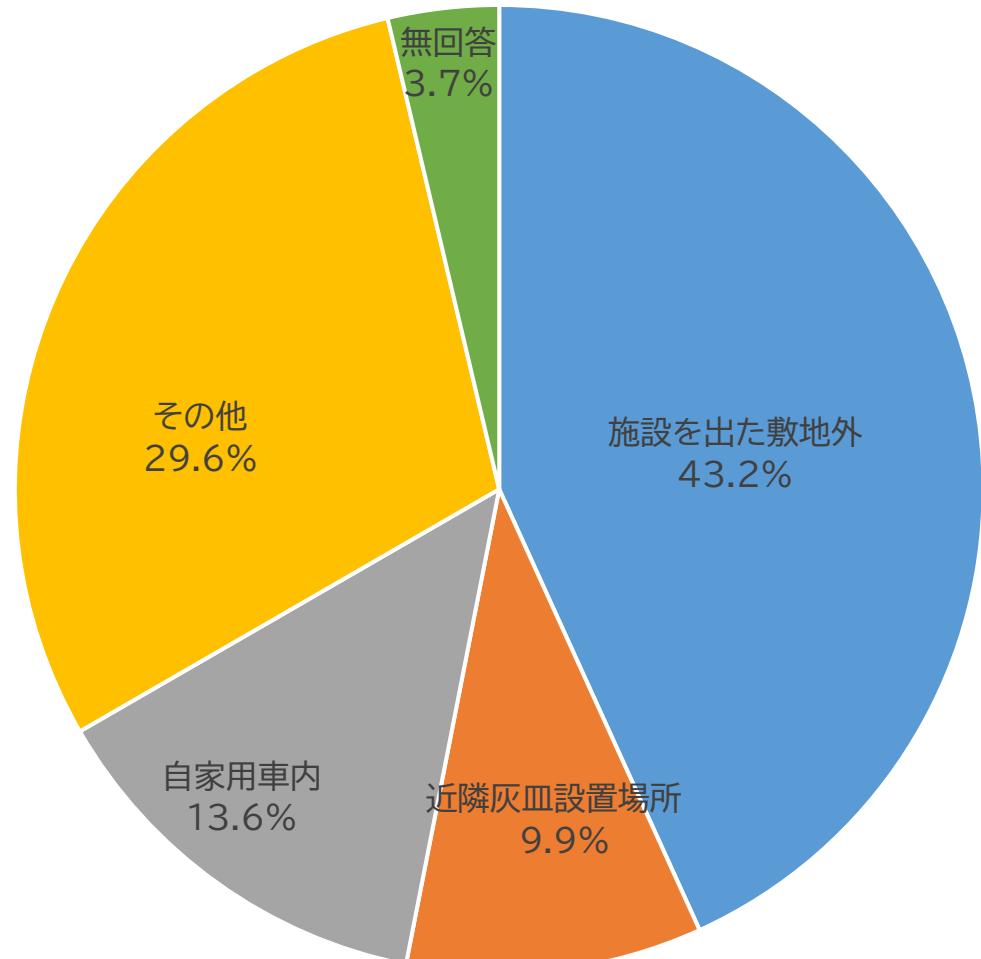
【屋外の状況】



禁煙	77
特定屋外喫煙場所	2
その他の喫煙所	2
その他(屋外は敷地外)	6

【屋外の状況】で、第二種施設内や敷地外に喫煙場所がある場合も「その他の喫煙所あり」と回答した事業者があり、実態と一致していない例があった。
(第一種施設では「特定屋外喫煙場所」のみが合法。「その他の喫煙所」は指導対象。)

5 4で屋内、屋外の状況とも、「禁煙」と回答した方のみお答えください 喫煙者はどこで喫煙をしていますか。



喫煙場所	事業者数	割合	内訳
施設を出た敷地外	35	64.8%	
近隣灰皿設置場所	8	14.8%	】 喫煙者のみの割合
自家用車内	11	20.4%	
その他	24	—	不明:5, 喫煙者なし:16, 勤務中の喫煙不可:2, 無回答:1
無回答	3	—	

この設問に回答した事業者は、**設問4**により「敷地内禁煙」の前提があるため、自家用車内での喫煙は、敷地外となる。よって、法に適合した喫煙となる。（第一種施設敷地内では、車内も禁煙。ただし敷地内を運行中の車内に限っては喫煙可能。【健康増進法第29条第1項第1号】【同法第40条第3項】）

また、喫煙者の少なくとも65%近くが、敷地内から出た先で喫煙していると推察され、灰皿のある場所へ移動する者は約15%であった。

6 4で「特定屋外喫煙場所あり」、「喫煙所あり」と回答した方のみお答えください。

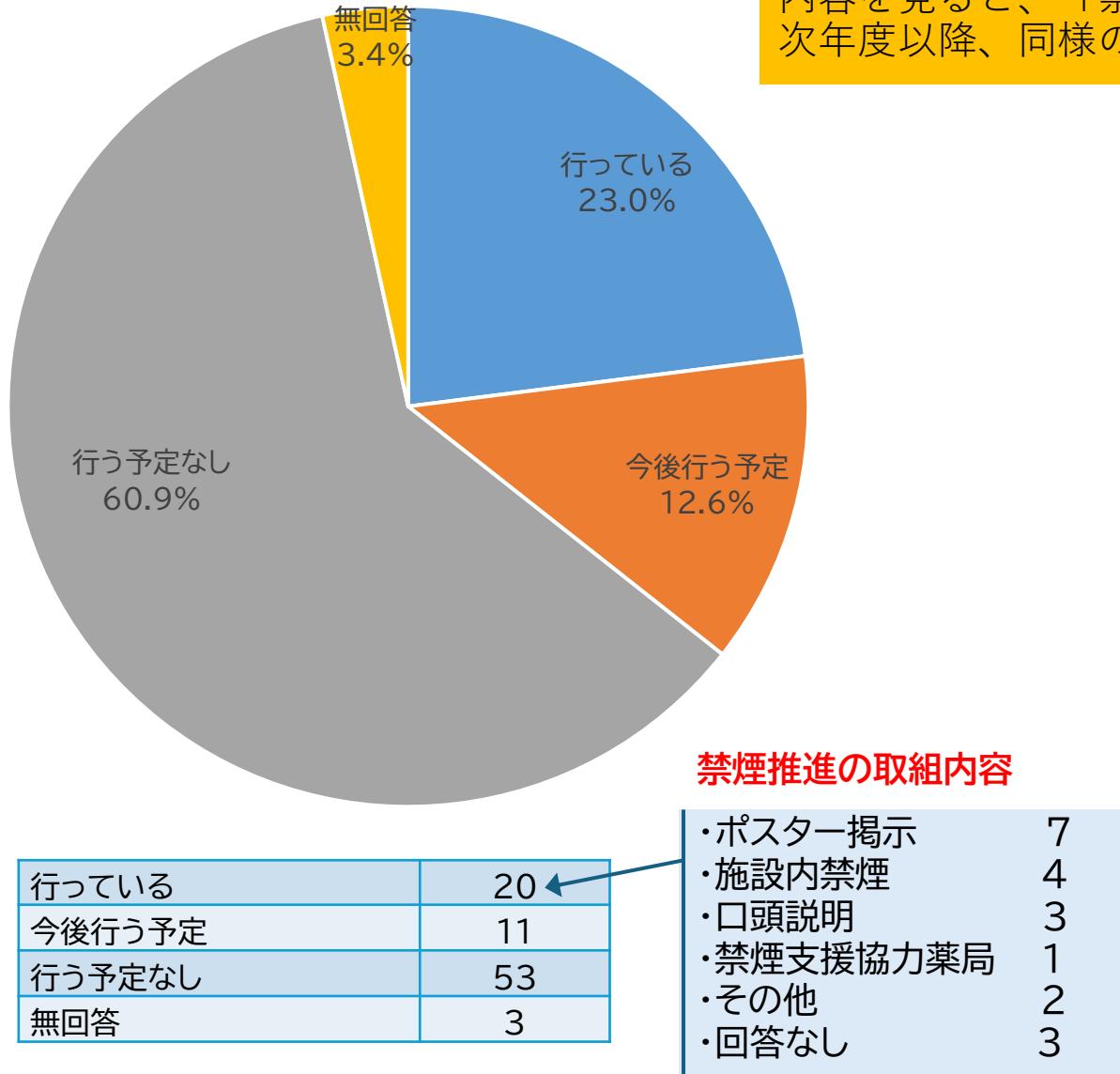
設問4の回答

禁煙	77
特定屋外喫煙場所	2 医療機関:1, 専門学校:1
その他の喫煙所	2 施術所:2
その他(屋外は敷地外)	6 医療機関:3, 薬局:2, 施術所:1

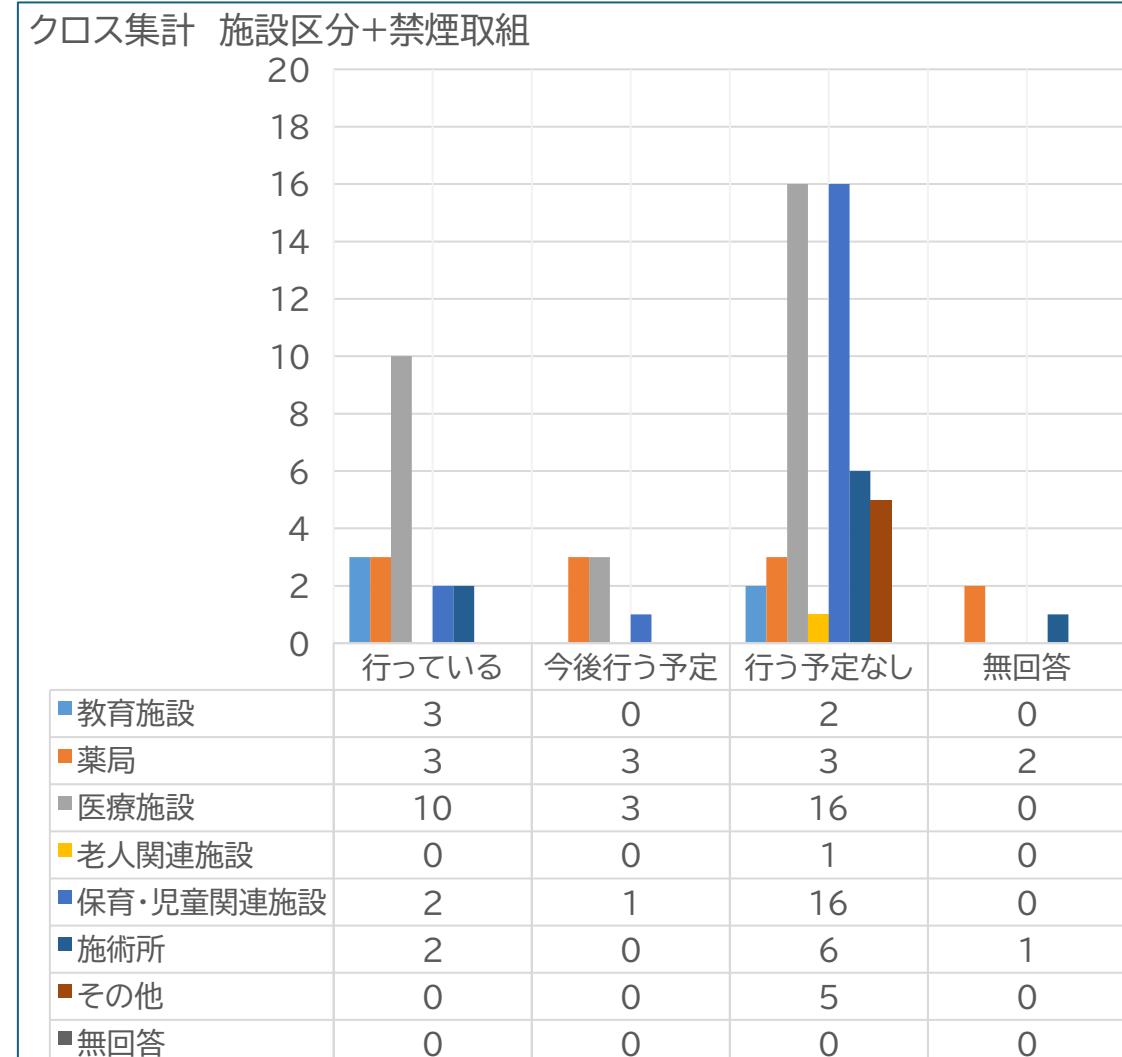
「特定屋外喫煙場所」を設けていたのは2事業者であった。
「その他の喫煙所」は、事業所としては喫煙場所を設けておらず、敷地外にある喫煙場所であった。

	設置場所	設置理由	今後の設置予定
医療機関 (特定屋外喫煙場所)	裏口（従業員出入口）の外	受動喫煙にならないように。	継続
専門学校 (特定屋外喫煙場所)	外階段下	設置しないことで、近隣で喫煙するものが増えることが予測されるため。学生の中には社会人も多いため。	継続
施術所① (特定屋外喫煙場所以外の喫煙場所)	玄関前	施設内は禁煙	継続 (※屋外は敷地外の事業者)
施術所② (特定屋外喫煙場所以外の喫煙場所)	特になし	特に設けていない	無回答 (※敷地内禁煙をルール化していなかった事業者)

7 職場において、禁煙を推進する取り組みを行っていますか。



医療機関で、禁煙推進の取組をしている事業者が多かった。また、禁煙推進の取組内容を見ると、「禁煙推進の取組」の認識の仕方が様々だったようを感じるため、次年度以降、同様の調査をする場合は、設問の作り方に工夫が必要と感じた。



8 自由記載（受動喫煙防止対策に関する御意見があれば記載してください。）

- そもそも（喫煙者が）いません。
- 歩きタバコ、チャリタバコ、運転タバコ（窓を開けて数・灰を外に捨てる）公道での喫煙を一切禁止（条例等）してほしい。子どもが歩いている前で吸う方が多すぎて子どもに悪影響
- お客様自身が喫煙しなくなっているため、こちらから特に言うことはない。

所感・今後について

➤ 所感

今年度調査の一番の成果は、指導対象がなかったことである。法規制が浸透してきていることもあるが、世の中の流れが禁煙に向かっていることも、結果につながっているのではないかと推察する。しかし、まだ約10%弱の事業者が敷地内禁煙の義務化を把握していなかったため、今後も継続した周知啓発は必須である。

また、喫煙者は一定数存在しているため、「喫煙者の喫煙場所」を設問4に入れた。近隣灰皿設置場所の有無にもよるが、多くは事業所近隣での喫煙と推察されるため、周辺や第一種施設利用者に受動喫煙が生じないよう喫煙者マナー等の情報発信を継続して行いたい。

➤ 今後について

- 機会をとらえた、受動喫煙防止対策の周知啓発
- SNSや市広報等を利用した情報発信の継続